

第二節 新村の誕生と運営

合併する村々

明治維新後の山梨県内の町村で最も大きな変化は、明治八年に合村、つまり町村合併が進行したことであろう。山梨県内の七八〇か村は明治七、八年に合併して一挙に三四〇か村になった。都留市内の一七か村は、このとき合村、禾生、宝、盛里、開地、三吉、桂（東桂）の七か村になったのである。

都留市域の村々合併の最初は、明治八年一月一九日である。このときの「山梨県布達」（山梨県立図書館所蔵）には、「今般別紙之通合村改称相成候条、此旨布達候事」とあり、別紙で、

○川棚村・厚原村・平栗村・加畑村・金井村・中津森村・大幡村、合併、改宝村

○上暮地・下暮地・小沼村・倉見村・境村・鹿留村・夏狩村・十日市場村、合併、改桂村

○下谷村・上谷村、合併、改谷村

○四日市場村・古川渡村・川茂村・小形山村・田野倉村・井倉村、合併、改禾生村

と新しく四か村が誕生したことを布達している。

次いで同年九月一五日の布達に、「今般左の通り合村改称相成り候条、此旨布達候事」とあり、その後に、

○玉川村・戸沢村・法能村、合併改称、三吉村

○小野村・菅野熊井戸村、合併改称、開地村

○奥縄村・朝日馬場村・朝日曾雄村、合併改称、盛里村
とここで三か村が新たに誕生したことを知らせている。

こうした新村の誕生は、これまでの旧村の機能をどう吸収していき、具体的にどんなことを仕事としたのだろうか。

新村の取り決め

禾生村の合村のときの取り決めには、旧村の四日市場、古川渡、川茂、小形山、田野倉、井倉村の戸長・副戸長が署名捺印している。取り決めの第一は、旧村の村持ち山で入会地は、例え合村になったとしても「共同不致」でこれまでと同じようにする。第二は、河川の水防も、従来通り旧村単位で行う。第三に、用水堰の費用などについても、従来通りの方式で行う。第四に、合村に伴い設置される事務取扱所は、往還などで連絡の良いところを一か所設立する、とある。

禾生村としての合村にさいして、これまでの入会、水防、堰費用などの取り決めが生かされている。これまで独立した村が集まって合村ともなると、入会権などが尊重されることは不可欠な条件だったろう。しかし、この取り決めは既に山梨権令の藤村紫朗の名で、明治七年九月二五日に合村の心得という布達（明治七年九月二五日に出されており、基本的にはこれを踏襲している。この布達は合村の狙いを、県内村々のなかには反別が小さく、人口が多くない小村も少なくない、このさい合村して冗費を省き有用に転ずること、とのべている。なかには旧来の慣習にこだわり苦情を唱える村々もあるが、よく協議して見込みを申し出るようにといっている。なかでも難しいのが前述した取り決めの事項である、といってよい。

この合村にさいして作成された盛里村の明治八年の議定書は、次のような内容が記されていた。まず冒頭に、合併して盛里という名称に改め、事務を一樣に運用し、効率よく冗費を節減することが、明治の新政を象徴して

いる。村内外の諸問題は因循姑息の慣習になじみ、事務や会議に遅参や不参などによって機能していないことも見られる。このさい合議して取り決めるようにと記されている。

「議定書」の第一は、県などからの布達や新聞などを閲読し、成規に違背しないように気をつけること。第二に、学校資本金の不足を補い、収入源を確保して、学校維持の方策をたてること。第三に、男女六歳から一四歳までの童は学籍を編成し就学に努めること。第四に、道路修繕には経費を節減し便利になるよう努め、問題の種とならないようにすること。第五に、河川の水防や橋梁の架設などを出人足などで賄うのは一般の義務である。止むを得ない場合は必ず地域の「伍長」まで連絡すること。第六に、用水路の清潔な整備を義務付けていること。第七は、一村を維持するためには山野原野などへの樹木は共同で植え付けをすること。第八に、山林火災が発生したときなどは最寄りの人民が協力して消火に協力すべし。第九には、焼畑のための山焼きには一村の人民が参加し注意すべし。第一〇に、山林での無断での伐採は禁止。第一一に、村の事務や会議などに時間の遅滞のないように努めよ、違反者には罰金を課す。第一二に、大祭日のほかに休日是一日、一五日とする。旧暦の祝日などといって休みをしないように、という取り決めになっている。

この取り決めを纏めると、一つには学校、二つには河川・山林の維持管理、三つには会議の開催、四つには休み日、について申し合わせていることがわかる。これらに、合村した明治八年段階での関心が集約されているといっただろう。

伍長の選出

こうして合村は実現した。この合併によって村のなかの様子はどのように変わったのだろうか。新政府はだれがどのように運営していったのか。また旧村の利益をだれが代表していったのだろうか。前述した盛里村の合村にさいしての申し合わせに署名しているのは、戸長・副戸長二人と伍長二人である。

る。この伍長は旧村単位で公選されていて、合村後の村民の取りまとめに当たっていたのである。

三吉村の明治一三年十一月の伍長選挙規則によると、被選挙権は満二〇歳以上の男子で、村内に本籍居住を定める者であり、選挙権は村内に本籍居住を定めた一家の戸主で、寄留の戸主でも選挙権は認めている。伍長の任期は三年としている（志村徳光家文書）。

新しく合村になった村の戸長と副戸長は、宝村の明治八年五月の「役員録」（矢嶋勝子家文書）でみると次のとおりである。

戸長	旧大幡	安田信賢
副戸長	同	岩村市右衛門
	旧中津森	小林金兵衛
	旧加畑	森嶋治郎左衛門
	旧川棚	村上佐平次
		旧金井
		矢嶋戸右衛門

戸長を旧大幡から選出し副戸長を旧大幡から二名、旧中津森からも二名、あとは加畑、平栗、川棚、金井の旧村から各一名が出ている。

ついで役員録には伍長総代と伍長を各旧村からそれぞれ次の人数で選出していることがわかる。

旧村別	伍長総代	伍長
川棚	一	二
厚原	一	一
平栗	一	三

加畑	一	二
大幡	二	一〇
中津森	二	五
金井	一	三

伍組はほぼ戸数に比例して設置し、それぞれに伍長を置き、さらに伍長総代を出している。この伍組には番号があり、一番から二六番までの名称がつけられている。

伍長への期待

この伍長の立場とか仕事はどんなものだったのだろう。明治八年一〇月に盛里村の伍長就任の請書には次のような条項が記されている。

一、伍長は管轄の「伍組をして情不情を正し、権利と義務とを説明し、速に文明の人と成さしめんとする職掌の専務」だと述べている。

二、その管内の事務を行い、地租や村費の納入に延滞などが生じないように努める。

三、伍組内の戸籍を調査し、無籍の者を留置くことなどないようにすること。

四、伍組中の婚姻祝儀や死亡・出生などの届出は、ただちに届けでること。

五、その管轄内に「暴虐之徒」ある時は説諭を加え、また取り調べること。

六、常に道路橋梁用水路或いは堤防川除などを心配し、また村役所からの人足の出頭要請には応じること。

伍長というのは、このようにかなり広範囲な仕事に従事しており、実質的にはこれまで村役人などがやってきた仕事を継承している面が見受けられる。

明治八年の盛里村議定書に署名捺印した伍長らは、戸長、副戸長らとともに合村の趣旨をよく理解し、伍下へ

懇切に説明することが求められているところにも、その立場がわかっていこう。

盛里村の伍組は、明治八年一〇月には全部で一八組あり、各伍組は伍長を含めての戸数は次の通りである。

一（一三）、二（一二）、三（一四）、四（一四）、五（一五）、六（一六）、七（一四）、八（一四）、九（一五）、一〇（一一）、一一（一〇）、一二（一二）、一三（二〇）、一四（一七）、一五（一五）、一六（一五）、一七（一九）、一八（二〇）、

全部で二六二戸あり、一組平均で一四戸になる。この伍組の長に就任すると請書を提出している。それには「当村第七伍長ニ仰被渡候處、右組下諭方は勿論、正副戸長衆中之指揮ヲ請、厚勉励可仕」という請書に署名している。

伍長の仕事

では実際にどんな仕事を伍長はしていたのだろうか。下谷村の「諸廻章」（横山脩治家文書）によって伍長はどこから文書を受け取っていたかを見てみよう。明治一一年二月に谷村事務所から下谷

村の伍長は、谷村警察署からの照会が記されている。それは瓦斯燈の燈光の管理について、不体裁のないように伍下への説諭を依頼している。それについて第一伍長は伍下一六人の署名を附して「当組では瓦斯燈は毎夜の点火を注意している」と返事をしてい

明治一〇年七月の廻達は飲用水を可とする場所（東側にて寺川、表通路は西川、西側にて中川、元役所川）四か所、飲用水の外として二か所（東側にて中川、表通路は東川）を警察署と協議して指定し、飲用水の川筋で洗濯したり、塵芥などの投棄は取り締まると記されている。この通達を受けた第一伍長は一五人に請印を押させてい

伍長は村民の様々な書類を扱い捺印の上に戸長へ提出している。上谷の志村治良氏所蔵の文書のなかに、表紙のない分厚い明治一八年六月から同二〇年六月までの冊子がある。内容は上谷村の伍長が伍下の村民から受け

取った書類が写し取られており、伍長がそれに添え書きして村へ提出している文書綴りの控えである。

この文書綴りは全部で一六五点が収録されているが、そのうち最も多いのが死亡届、埋葬届、入寄留届、出生届、復籍届、印鑑届など、戸籍関係の書類で一一点ほどである。次いで多いのが治安警察関係が二三点で、窃盗御届、放火御届などである。そして学校関係が六点で、入学届などである。またこの時の伍長であった志村家の生業に係わる相場書や売揚金高届書など一七点も綴じ込まれている。

この文書綴りの内容からみると伍長の職務は戸籍関係が中心であることがわかる。その文書の一、二をみていこう。

明治一九年二月には、内田幸平から村内のこれまでの同居寄留先を変更して寄留換したいので前の寄留証の下戻願が出ており、次いで実印を変えて改めて保証状下附願を谷村戸長へ提出しているが、いずれにも伍長が添え印をしている。次に明治一九年七月一二日に伍長の志村武蔵は西村万三郎から長女（二歳）の死亡届を受け取り、医師の小俣龍庵へ添え書きして送っており、同時に戸長あてに埋葬届を提出している。父親と伍長捺印の埋葬届は医師の死亡届書を添えて戸長に西願寺の墓地への埋葬の認許証を求めている。

第三節 村々の様相

永い間親しんできた村の名前から、御一新の時代に相応しい新しい村名が使われるようになった。それでも宝村とか禾生村といった名前はまだピンとこない人が殆どで、まだ金井村とか田野倉村といった方が通りいまいに決まっている。

このように村民の必要によって決められたのではなく、行政の都合によって、上から村名が決まったにしても、一つの村になったことの意味は大きい。そうした時点での村の様相を、明治一四年ころに山梨県が作らせた各村の地誌稿や地図（県立図書館蔵）をもとに紹介しておこう。

谷 村

江戸時代は下谷・上谷の二か村であったが、もともと町並みは街道でつながっていたから、一村になったのもそう違和感があったとはいえないだろう。山梨県が地誌稿を作ったさい同時に地図をも作成している。この明治一四年の地図をみてもわかるように道筋には横町や下町、中町、そして新町、上町という町名が道筋につけられていて、ひとつの纏まった市街地を形成している。

市街地のちょうど中心には、郡役所や郵便局、警察署、監獄署が置かれ、もと代官所のあったところには裁判所が、また街道筋から一寸離れた、江戸期には家中畑といわれたところには学校と戸長役場、そして病院がまともになっている。揭示場も村役所前におかれており、公共施設のいずれもが市街地の中央にまともって設置されていることがわかる。

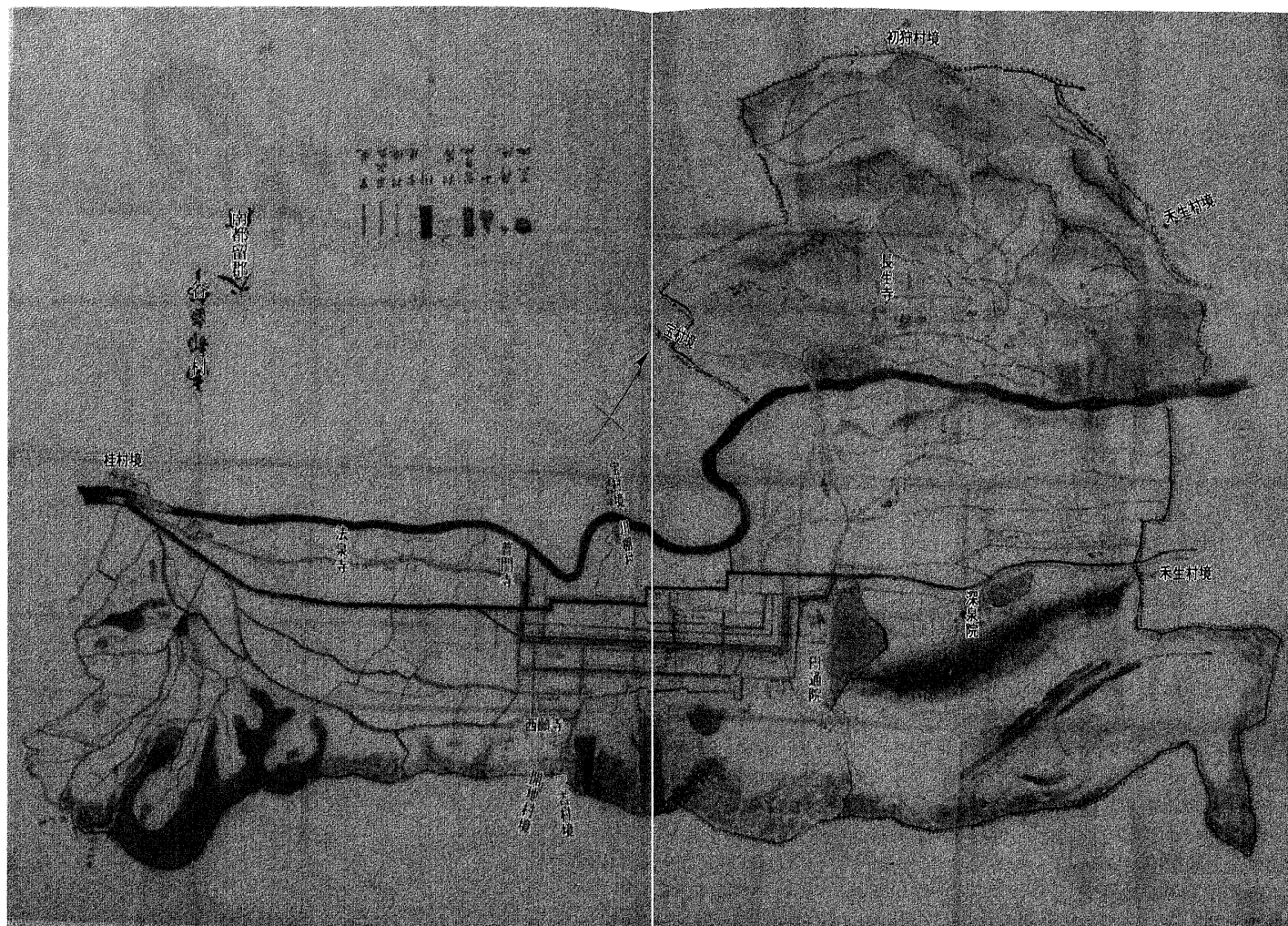


図1-1 明治14年谷村絵図（山梨県立図書館所蔵）

この市街地には、会社として金銭貸付の饒益社、代書業務の弁達社、用達社、共存社、承用社があり、さらに荷物の運送を業務とする通運社、中馬社、中牛馬社が営業していた。住民の生業は農業が六三二戸、商が三一五戸、工は一〇、水車が五である。商が多いとはいえ農村都市といった印象をもつが、農業のなかに商を兼ねているものを加えると商の合計は四一〇、工も農の兼業を含めると三〇、また農と商のなかで旅館屋を兼ねているものを合わせると四五、質屋も同じく一八、人力車が二四、運送車は二四、水車は専業者も含めて三九となる。住民の生業の約六割は商工業の従事者ということになる。しかも、この谷村の商工業と関連のある養蚕を営んでいるのが農業で九割、商で六割もある。

山梨県市町村誌（明治二五年）によると、戸数が一〇〇三、人口は四〇四九（男一九〇四、女二一四五）である。ほかに他への寄留が三三一人、他より寄留は八五七人である。

この地域で最大の町場である谷村は、外からやって来た人々にどのように見えていたのだろう。明治一六年の「甲州土産」〔『山梨県議会議史』第一巻〕は六月一日の記事を次のように紹介している。

午後南都留郡役所に着し郡長斎土斎に面会し、書記の案内にて内藤謙甫方に投ず、谷村は都留郡第一等の繁華にして、戸数八百、人口二千九百余あり、蚕織の業甚だ盛にして毎月二、六の日市を開く、此処鎌倉以後古郡、和田、加藤、小山田、武田諸氏の領たり、寛永年中徳川氏秋元泰朝を赴し壹万八千石を食せしむ、慶安年中甲斐全州を徳川綱重に賜ひ、秋元喬朝を川越に移し、享保年中甲府勤番支配となり明治元年に至る。

（中略）

午後郡役所に至る、説明了りて宿舎に至れば雨来る、徒然甚し、酒を命ず、魚膾意外に鮮美なり、当処は沼津の魚商鮮鱗を担ひ、須走、吉田を経て甲府に走るの衝路たるの故なるべし、郡書記相川伝一郎に託し甲斐

網を購得す、甚だ廉なり

とある。明治一〇年代の谷村の様相の一端を記しているといつてよい。

谷村の絵図を見て気づくのは、市街地は江戸期の城下町の名残である整然とした道筋を読める。上町から右折して家中川を越えてその西側を富士道が走っている。この道が現在のように上町から真っ直ぐに南へ行く道ができるのが明治二年のことである。大正五年の南都留郡町村取調書（山梨県立図書館蔵）に明治二年に「早馬町ヨリ真直ニ上ノ原ヲ通シテ滝下ニ至ル新道ヲ開ケタリ」とある。また大月よりの富士道も改修されて「明治二〇年、四日市場より真直ニ姥沢弁天町を経て田町に達するの新道を開けり」と記されている。

現在は眠わっている高尾町は、この地図では姿が見えない。高尾町という町名を使いだしたのは明治一九年ころである。また、地図で読み取れる滝上堰という用水堰は江戸期には十日市場大堰ともいわれていた。田養水と飲料水に使われ、この水路は家中川と称してやがて禾生村に至る。地誌稿によるとこの水懸け反別は一〇九町歩余になる。善六分・悪四分の土質で、穀物は米・大小麦が多く、野菜のうちで大根が多いという。

禾生村境から谷村を通して桂村境に至る街道ぞいには、横町に西涼寺、専念寺、東漸寺が並び、下町には円通院、下天神町に長安寺、金山に西願寺、一ノ側に普門寺、法泉寺が立ち並んでいる。地図には見えないが、地誌稿にはほかに竜石寺、東正院、三光院が記されている。また市街地を離れた羽根子に長生寺がある。地誌稿にはほかに深田の深泉院、金山の真教寺の記事がある。また、地図には上谷村の村社である金山社が描かれている。また白山社が鷹ノ巣に置かれている。

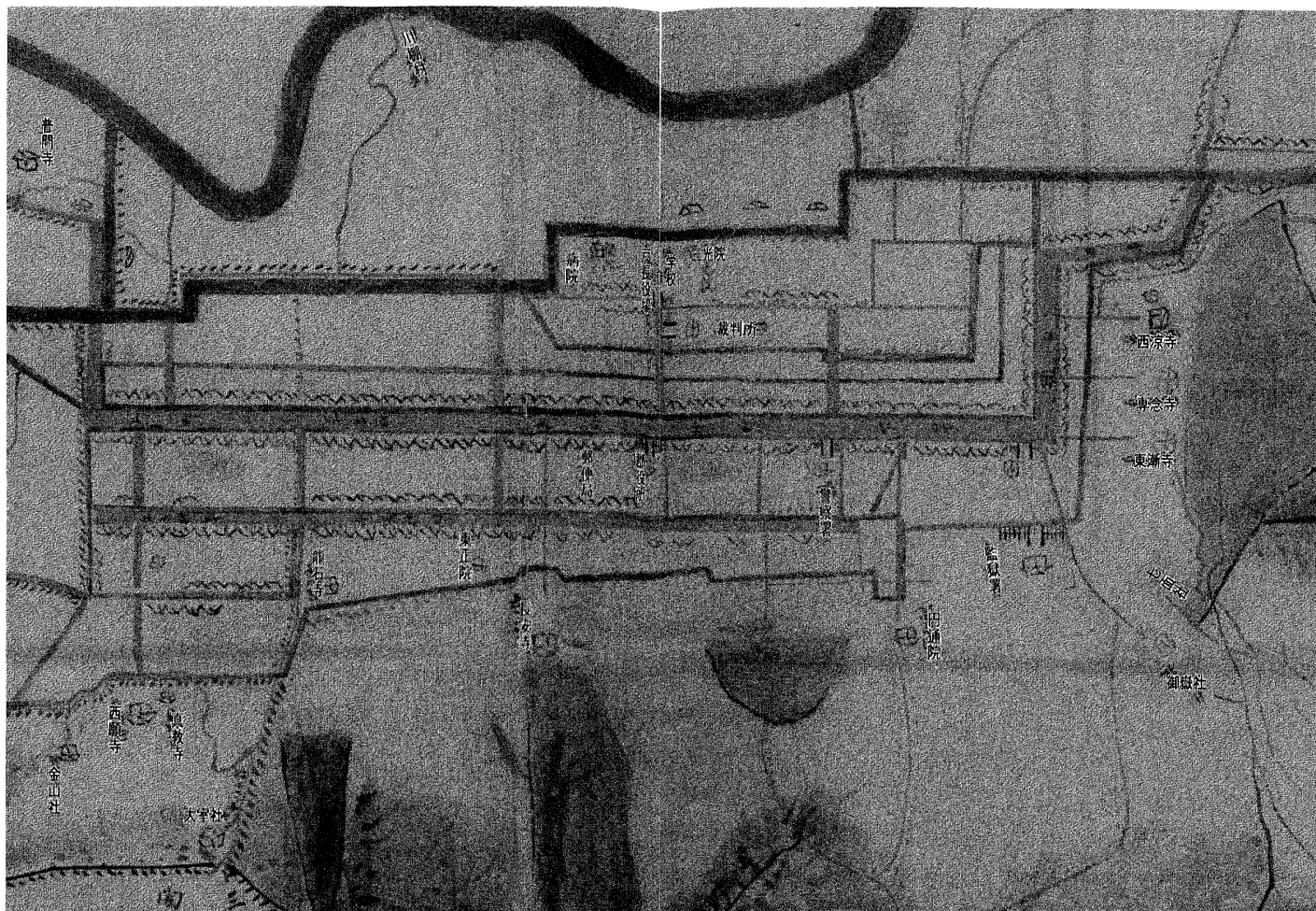


図1-2 谷村絵図のうち町並部分